

2016.12.01

債権回収会社(サービサー)を利用した企業再生

司法書士法人H&Wトラスト 代表社員 原内直哉

1. サービサーと企業再生

サービサーといえば、支払の履行を遅滞したり、倒産の局面で登場する債権回収のプレーヤーのイメージが強いのではないのでしょうか。確かにサービサーの事業内容の主たる事業は債権回収であることには変わりはない。

しかし、昨今のサービサーの事業は様変わりしている。特に企業再生に力を入れているサービサーは多い。ただ、金融機関側の依頼で企業再生を担うのか、債務者側の依頼で企業再生を担うのかの違いはある。

サービサーの担う企業再生は一般的には前者であって、後者は弁護士等の専門家が担っている。では、後者の企業再生をサービサーが行うことができないのか。答えは、**法的整理以外であれば「できる。」**である。

2. サービサーに依頼するメリット

サービサーに企業再生を依頼するメリットは何か。サービサーには特殊な権能がある。それは、債権譲渡を受けた債権について債権放棄（債務免除）ができることである（債権譲渡を行った金融機関側も損金処理ができる。）。

例えば、金融円滑化法によってリスケジュールした債務について今後元金を含め返済しようと計画しても困難な状況にある企業があったとします（金融機関から運転資金等の今後の融資を継続するのであれば、元金を含め返済を再開して欲しいと求められている。）。

この場合、再度のリスケジュールを金融機関と交渉することと並行して企業再生をも検討しなくてはならない。リスケジュールを承認してくれなく、元金の返済ができないとすればたちまち資金繰りが立ち行かなくなるからである。

こういった局面でサービサーと共に金融機関に働きかけてサービサーへ債権を譲渡してもらうのである。債権譲渡が完了した後は、サービサーと条件付債務承認契約等（いつまでにくら返せばいくら免除する契約）を締結して、元金のみを返済していけばよい。実にシンプルな事業再生である。

もちろん、運転資金などの問題もあるが、債権者となったサービサーは企業を倒産させてしまうと利益が無くなるので払えないような支払方法（事業が継続できないような）を強制することにはならない。企業の事業再生の成功はサービサーにとっても利益となり運命共同体となるのである。

3. BAC企業再生チームでは……

幸いBAC企業再生チームの会員には、**株式会社一富士債権回収・取締役の安達一彦弁護士**、そして**株式会社YUTORI債権回収・取締役の私・原内直哉**が在籍しており、サービサーを活用した事業再生については相談しやすい環境が整っている。

顧問先企業でこれかと思う企業があれば**BAC企業再生チーム**へお気軽に相談いただければよりよい解決方法が選択できるかもしれない。企業再生の選択肢のひとつに加えてみてはどうだろうか。

以上

お問い合わせは「ビジネス会計人クラブ・事務局」へお願いいたします。

B. A. C 『企業再生・整理・再起』支援チーム <http://kigyo-saisei.seesaa.net/>

リスクカウンセラー 細野孟士／中小企業診断士 佐々木文安／弁護士 安達一彦
司法書士 星野文仁／司法書士 原内直哉／社会保険労務士 川端重夫／税理士 宮森俊樹／弁理士 酒井俊之